



# 鳥取県公報

平成 24 年 8 月 31 日 (金)  
号外第 76 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 教委規則 鳥取県立学校管理規則及び鳥取県立特別支援学校学則の一部を改正する規則  
(5) (特別支援教育課) . . . . . 2
- ◇ 教委告示 平成25年度鳥取県立高等学校募集生徒数 (17) (高等学校課) . . . . . 4
- ◇ 人委規則 職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (16) (給与課) . . . . . 7

# 教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則及び鳥取県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 8 月 31 日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

## 鳥取県教育委員会規則第5号

鳥取県立学校管理規則及び鳥取県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

(鳥取県立学校管理規則の一部改正)

第1条 鳥取県立学校管理規則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後						改正前					
(通学区域) 第4条 学校の通学区域は、県全域とする。ただし、次の各号に掲げる学校及び学科の通学区域は、県全域及び当該各号に定める区域とする。 (1) 略 (2) 特別支援学校(琴の浦高等特別支援学校を除く。) 県外の区域のうち、教育委員会が特別な事情があると認めたと者が居住する区域 第28条 鳥取盲学校及び琴の浦高等特別支援学校に、寮務主任を置く。 2・3 略 別表(第3条関係) 1 略 2 特別支援学校						(通学区域) 第4条 学校の通学区域は、県全域とする。ただし、次の各号に掲げる学校及び学科の通学区域は、県全域及び当該各号に定める区域とする。 (1) 略 (2) 特別支援学校 県外の区域のうち、教育委員会が特別な事情があると認めたと者が居住する区域 第28条 鳥取盲学校に、寮務主任を置く。 2・3 略 別表(第3条関係) 1 略 2 特別支援学校					
名称	障がい種別	部科名及び学科名	修業年限	収容定員	所在地	名称	障がい種別	部科名及び学科名	修業年限	収容定員	所在地
略						略					
米子養護学校	知的障がい	小学部	6年		米子市蚊屋343	米子養護学校	知的障がい	小学部	6年		米子市蚊屋343
		中学部	3年					中学部	3年		
		高等部 普通科	3年					高等部 普通科	3年		
琴の浦高等特別支援学校	知的障がい	高等部 生産流通科	3年	120人	東伯郡琴浦町大字赤碕1957						
		サービスビジネス科									

の1	
----	--

(鳥取県立特別支援学校学則の一部改正)

第2条 鳥取県立特別支援学校学則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(第1学年への入学)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項の規定による志願は、次のいずれかに該当する者 <u>（琴の浦高等特別支援学校にあっては、第1号に該当する者）</u> が行うことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(第1学年への入学)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項の規定による志願は、次のいずれかに該当する者が行うことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p>

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

# 教育委員会告示

## 鳥取県教育委員会告示第17号

平成25年度鳥取県立高等学校募集生徒数を次のとおり定める。

平成24年8月31日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

### 1 全日制課程

高等学校名	学 科 名		募集生徒数
鳥取東高等学校	普通学科	普通科	280人
	理数学科	理数科	40人
鳥取西高等学校	普通学科	普通科	320人
鳥取商業高等学校	商業学科	商業科	190人
鳥取工業高等学校	工業学科	機械科	38人
		電気科	38人
		制御・情報科	38人
		建設工学科	38人
	理数工学科	理数工学科	38人
鳥取湖陵高等学校	農業学科	食品システム科	38人
		緑地デザイン科	38人
	工業学科	電子機械科	38人
	家庭学科	人間環境科	38人
	情報学科	情報科学科	38人
青谷高等学校	総合学科		152人
岩美高等学校	普通学科	普通科	114人
八頭高等学校	普通学科	普通科	280人。 ただし、総合コース160人、 体育コース40人、 探究文科コース40人、 探究理科コース40人と する。
智頭農林高等学校	農業学科	園芸科学科	} 80人
		森林科学科	
		生活環境科	
倉吉東高等学校	普通学科	普通科	200人
倉吉西高等学校	普通学科	普通科	160人
		生物科	38人

倉吉農業高等学校	農 業 学 科	食 品 科	38人
		環 境 科	38人
倉吉総合産業高等学校	工 業 学 科	機 械 科	38人
		電 気 科	38人
	商 業 学 科	ビ ジ ネ ス 科	38人
	家 庭 学 科	生 活 デ ザ イ ン 科	38人
	情 報 学 科	情 報 科	38人
鳥取中央育英高等学校	普 通 学 科	普 通 科	160人。 ただし、普通コース120人、体育コース40人とする。
米子東高等学校	普 通 学 科	普 通 科	320人。 ただし、生命科学コース40人、普通コース280人とする。
米子西高等学校	普 通 学 科	普 通 科	320人
米子高等学校	総 合 学 科		152人
米子南高等学校	商 業 学 科	ビ ジ ネ ス 情 報 科	114人
	家 庭 学 科	生 活 文 化 科	38人。 ただし、環境文化コース18人、調理コース20人とする。
米子工業高等学校	工 業 学 科	機 械 科	38人
		電 気 科	38人
		情 報 電 子 科	38人
		都 市 環 境 科	38人。 ただし、建設コース、環境化学コース各19人とする。
		建 築 科	38人
境高等学校	普 通 学 科	普 通 科	200人
境港総合技術高等学校	水 産 学 科	海 洋 科	38人
		食 品 ・ ビ ジ ネ ス 科	38人
	工 業 学 科	機 械 科	38人
		電 気 電 子 科	38人
	福 祉 学 科	福 祉 科	38人
日野高等学校	総 合 学 科		114人
(全日制課程 計)			4,298人

## 2 定時制課程

高等学校名	学 科 名		募集生徒数
鳥取緑風高等学校	総 合 学 科		90人。 ただし、夜間20人、夜間以外70人とする。
倉吉東高等学校	普通学科	普通科	40人
米子東高等学校	普通学科	普通科	30人
米子白鳳高等学校	総 合 学 科		60人
(定時制課程 計)			220人

## 3 通信制課程

高等学校名	学 科 名		募集生徒数
鳥取緑風高等学校	普通学科	普通科	約80人
米子白鳳高等学校	普通学科	普通科	約80人
(通信制課程 計)			約160人

# 人 事 委 員 会 規 則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 8 月 31 日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

## 鳥取県人事委員会規則第16号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 6 年鳥取県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(特別休暇)</p> <p>第16条 条例第16条第 1 項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第 2 項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>(3) <u>骨髓移植又は末梢血幹細胞移植のために、骨髓若しくは末梢血幹細胞</u>の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に<u>骨髓若しくは末梢血幹細胞</u>を提供する場合</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>その都度必要と認める期間</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	略		<p>(3) <u>骨髓移植又は末梢血幹細胞移植のために、骨髓若しくは末梢血幹細胞</u>の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に<u>骨髓若しくは末梢血幹細胞</u>を提供する場合</p>	<p>その都度必要と認める期間</p>	略		<p>(特別休暇)</p> <p>第16条 条例第16条第 1 項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第 2 項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>(3) <u>骨髓移植のための骨髓液</u>の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は<u>骨髓移植のため</u>配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に<u>骨髓液</u>を提供する場合</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>その都度必要と認める期間</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	略		<p>(3) <u>骨髓移植のための骨髓液</u>の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は<u>骨髓移植のため</u>配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に<u>骨髓液</u>を提供する場合</p>	<p>その都度必要と認める期間</p>	略	
略													
<p>(3) <u>骨髓移植又は末梢血幹細胞移植のために、骨髓若しくは末梢血幹細胞</u>の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に<u>骨髓若しくは末梢血幹細胞</u>を提供する場合</p>	<p>その都度必要と認める期間</p>												
略													
略													
<p>(3) <u>骨髓移植のための骨髓液</u>の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は<u>骨髓移植のため</u>配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に<u>骨髓液</u>を提供する場合</p>	<p>その都度必要と認める期間</p>												
略													

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 2 条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 6 年鳥取県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第14条第 1 項の人事委員会規則で定める</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第14条第 1 項の人事委員会規則で定める</p>

場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

略	
(3) <u>骨髓移植又は末梢血幹細胞移植のために、骨髓若しくは末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髓若しくは末梢血幹細胞を提供する場合</u>	その都度必要と認める期間
略	

場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

略	
(3) <u>骨髓移植のための骨髓液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髓移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髓液を提供する場合</u>	その都度必要と認める期間
略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。